

## 八雲地域の のみ

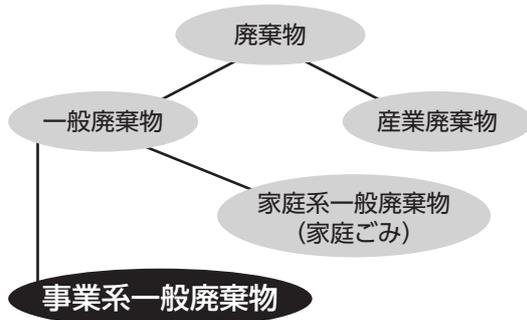
# 事業系一般廃棄物 処理手数料の納付申告を してください

事業系一般廃棄物の処理について、八雲町のごみ収集運搬を利用する事業所については、町条例に基づいた処理手数料を毎年1回納付していただいています。

**【事業系一般廃棄物とは】**  
事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

事業所から発生する事業系一般廃棄物は、各事業所で生活環境保全上支障が生じないように自らの責任において適正に処理することになります。八雲町では家庭ごみの収集・処理に支障にならない範囲で事業系一般廃棄物の収集・処理も行っています。

(例) 紙、生ごみ、木、ウェス等繊維製のごみ、お弁当等プラスチック製ごみ、いす・机等粗大ごみ、ペットボトル・ビン等資源ごみ など



廃棄物の分類フローチャート

**【納付申告の対象事業所】**  
事業系一般廃棄物の処理について、町のごみ収集運搬を利用している事業所

**【申告・更正等に必要な書類】**  
下記の表のとおり、各書類を環境衛生係の窓口へ提出してください。必要書類は環境衛生係窓口を用意してあります。

### 申告・更正等必要な書類一覧

対象事業所	必要な書類の提出
①町のごみ収集運搬を利用して事業系一般廃棄物の処理を行う事業所	納付申告書と調査表を提出
②移転などにより場所、人員等に変更がある事業所	更正申請書と調査表を提出
③閉鎖などで手数料を支払う必要が無くなった事業所	消滅申請書を提出

**【問い合わせ先】**  
環境水道課環境衛生係  
0137-6263-2202  
FAX 0137-6263-2200

## 春の火災予防運動の実施

『火の用心 ことばを形に 習慣に』を統一標語に、全道春の火災予防運動を実施します。

**【予防運動期間】** 4月20日(金)～30日(月)

**【防災無線による広報】**

・熊石地域：4月20日、25日、30日の午後6時35分に広報を行います。

※火災が発生しやすくなっています。昨年はこの時季にゴミ焼が原因の火災が多数発生しています。一般ゴミ等は燃やしてはいけない行為ですので、適正に処理してください。

※町内会、地域で防火懇談会や消火訓練を希望される場合は、下記までご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

・八雲消防署予防第1・2係

☎0137-63-2686

・熊石消防署予防係

☎01398-2-3393

空気が乾燥し火災が発生しやすくなっています

## 《林野火災予防強調期間》

山の豊かな緑は貴重な財産  
火災から守りましょう!!

4月21日(土)～5月31日(木)までは『林野火災予防強調期間』です。この時期は、空気が乾燥し、火災の起こりやすい状況です。森林は一旦火災で失われると回復するまでに多大なコストと年月を要します。

山火事のほとんどは人間の不注意により起きており山菜採りや釣りなどで山に入る時は、火の取り扱いに十分注意をし、特にたばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。

みんなで豊かな森の緑を山火事から守りましょう。

**【問い合わせ先】**

農林課林業係 ☎0137-62-2203